

## 主要な政策に係る評価書（令和3年度実施政策）

政策 1	適正な行政管理の実施	1
政策 3	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	7
政策 8	電子自治体の推進	14
政策 9	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	18
政策 10	情報通信技術高度利活用の推進	22
政策 15	郵政行政の推進	26

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策1:適正な行政管理の実施				分野	行政改革・行政運営
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:・行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:・業務改革が各府省において実施されること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開制度が適正かつ円滑に運用されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	172	157	213	183
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	172	157	213	183
執行額		147	134	193		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度		
政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省における業務改革の取組の推進	1 電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数  (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く。) <アウトプット指標>		測定指標に関する業務がデジタル庁に移管				
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の目的を達成するため、官民競争入札等監視委員会の関与の下、市場化テストの実施の在り方等に関し、不断の見直しを行うことにより、市場化テストの良好な運用を促進	2 終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標>  ・終了プロセス:公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス  ・新プロセス:公共サービス改革法の対象であるものの、監視委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねるプロセス	54% 【平成30年度】	56%	58%	60%	60% 【令和3年度】	イ
			55% (216/390) ※216事業中、終了プロセス186事業、新プロセス30事業	59% (237/402) ※237事業中、終了プロセス215事業、新プロセス22事業	62% (255/410) ※255事業中、終了プロセス253事業、新プロセス2事業			

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>③</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知 【平成30年度】</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・国立研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営の確保及びガバナンス強化という課題に対し、特例随意契約制度における調達に係る公正性確保のためのガバナンス強化等の措置、同制度の適用範囲や調達の上限額についての見直しを行うため、内閣府と共同で検討会（令和元年5月～2年3月）を開催した。検討会の結果を踏まえ、現在、同制度の運用状況を踏まえた見直しに向け、作業を行っている。 ・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、独立行政法人の連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、連結財務諸表の作成の目的や連結の範囲等について、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂（令和2年3月）を行った。 ・平成30年度に改定等を行った独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」や、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」等について、主務省や法人等における改定等の趣旨の浸透・定着を図るため、シンポジウム（令和元年9月）や説明会（同年10月）の開催などを通じ、周知に取り組んだ。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・特例随意契約制度については、令和元年度に開催した検討会の結果を踏まえ、制度を利用する法人の拡大及び既に制度を利用している法人に係る上限額の引上げ等を行うこととし、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）を策定した。さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を公正性確保のためのガバナンスが構築されているかとの観点から内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・令和2年11月に企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、令和3年3月に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行った。 ・令和元事業年度より新たに「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づく事業報告書が、独立行政法人において作成、公表されたため、事業報告書についての記載状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和2事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・新たな独立行政法人制度の運用に係る実態把握に向け、各主務省・各法人向けのフォローアップ調査を実施した（当該調査結果の取りまとめ・公表は令和3年度）。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・令和2年度末に改正された特例随意契約制度が3年度から施行されたため、制度を利用している6法人や、今後制度を利用したいと考えている法人等からの照会対応を内閣府と共同で行った。 ・近年、企業会計において新たな会計基準が公表等されたことを踏まえ、令和3年9月に『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂を行った。 ・「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を参照して作成される事業報告書について、その適用2年目となる令和2事業年度の事業報告書における各独立行政法人の取組状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和3事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する」とされたこと等に伴い、両指針を改定した。これにあわせて、「目標及び指標の記載例」の改正や、両指針のQ&amp;Aを更新し、改定内容の周知・理解促進に取り組んだ。 ・各主務省・各法人向けのフォローアップ調査の結果を取りまとめた（令和4年2月）。その結果、平成26年制度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められている一方で、独立行政法人評価制度の運用上の課題として、A以上の評定を取得することが困難な事務・事業があると回答した法人が全体の約6割に上ること等が明らかになった。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>
-----------------------------------	---	----------	--	---	---	---	---	--	----------

<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施</p>	<p>④ 行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び平成28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【平成30年度】</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>
<p>国民への説明責任を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること</p>	<p>⑤ 国民への説明責任を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること</p>	<p>国の行政機関等における情報公開制度において、期限内（※）に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞ ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内</p>	<p>行政機関：100% 独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内128,538件、期限超過53件（100%） ・独立行政法人等：期限内7,436件、期限超過25件（99.7%） ※小数点第二位四捨五入 【平成30年度(29年度実績値)】</p>	<p>100%</p> <p>行政機関：100%、独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内138,810件、期限超過42件（100%） ・独立行政法人等：期限内7,499件、期限超過26件（99.7%） ※小数点第二位四捨五入（平成30年度実績値）</p>	<p>100%</p> <p>行政機関：100%、独立行政法人等：99.9% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内160,481件、期限超過65件（100%） ・独立行政法人等：期限内7,964件、期限超過8件（99.9%） ※小数点第二位四捨五入（令和元年度実績値）</p>	<p>100%</p> <p>行政機関：99.4%、独立行政法人等：99.5% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内163,987件、期限超過963件（99.4%） ・独立行政法人等：期限内8,398件、期限超過44件（99.5%） ※小数点第二位四捨五入（令和2年度実績値）</p>	<p>100% 【令和3年度】</p>	<p>ロ</p>
<p>国の行政機関等の情報公開の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>6 職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること</p>	<p>国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：76.6% 【平成30年度】</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数：730 参加者数：1,294人 理解度：78.2%（注） （注）853人／1,091人。分母はアンケート回答者数</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数：237 参加者数：315人 理解度：85.7%（注） （注）186人／217人。分母はアンケート回答者数</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数：617 参加者数：1,434人 理解度：77.6%（注1） （注1）797人／1,027人。分母はアンケート回答者数 （注2）オンライン方式により実施</p>	<p>平成30年度値を上回る 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>

		(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度の測定結果 (※4)	(判断根拠)	測定指標3、4及び5は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標3及び4については目標を達成しており、また、測定指標5は目標達成に僅かに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p>&lt;施策目標&gt; 政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、以下のとおり取り組んだところであり、測定指標2に係る目標は達成することができた(※測定指標1に関する業務はデジタル庁に移管)。 ・業務改革の取組の推進については、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において位置付けられた法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証に取り組むなど、各府省を通ずる業務に係る業務改革等に取り組んだところ。 ・測定指標2については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日、平成31年3月8日一部改正官民競争入札等監視委員会)に基づき、社会経済情勢の変化、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も勘案し、あらかじめ設定してある確保されるべき対象公共サービスの質に関する目標の達成状況等を確認して、事業の評価を適切に実施することにより、目標を達成することができた。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保 当該施策目標については、以下のとおり、課題の把握及びその対応の措置を講ずるとともに、講じた措置に係る周知にも努めた。令和3年度のフォローアップ調査結果においても、制度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められていることが明らかになったことも踏まえれば、共通的な制度の運用により、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化する環境を整備することができたと考えられ、目標を達成したと考えられる。 ・特例随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有識者から成る検討会を開催し、その検討結果を踏まえ、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)を策定した。 さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・平成30年度末時点で課題となっていた独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直しを行ったことにより、独立行政法人の財務報告の在り方を整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(平成29年9月1日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会・法制・公会計部会)に関連する見直しは一通り終了し、さらに、企業会計における動向を踏まえた独立行政法人会計基準等の改訂など、独立行政法人を取り巻く環境の変化に伴う課題等を踏まえた対応も行った。 ・独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」については、説明会の開催やQ&amp;Aの送付等を通じて、平成30年度及び令和3年度の改定の趣旨について周知し、これに沿った目標策定・変更や評価が進んでいる。 ・各主務省・各法人に対し、新たな独立行政法人制度の運用に係るフォローアップ調査を実施し、制度運用の実態及び課題の把握を行った。 今後、フォローアップ調査により明らかとなった運用上の課題への対応を引き続き進めるほか、これまで策定した規程等の運用改善に向けた取組を引き続き推進していく。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について、各機関からの質問・照会対応、施行状況調査、研修・説明会等の機会を通じて状況把握をするとともに、情報の提供を実施し、目標を達成できた。 ・測定指標4については、各府省及び各地方公共団体からの行政手続法及び行政不服審査法の質問・照会、意見交換(延べ4回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、それらを踏まえた事務連絡やマニュアル等の改訂を行うとともに、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(延べ10回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 国の行政機関等の情報公開制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、測定指標5については目標達成に僅かに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができ、測定指標6については目標を上回ることができた。そのため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられるが、開示請求を法定の期限内に処理することは制度に対する国民の信頼を確保する上で必要であり、当該指標を達成できなかったことは遺憾である。 ・測定指標5については、行政機関の実績については令和2年度(令和元年度実績値)までは会議、研修等を通じて指導等を実施した結果、目標値である100%を達成できたが、令和3年度(令和2年度実績値)は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る出勤抑制の下で進行管理の不徹底や担当者間での連絡不足などの理由から99.4%となっており、また、独立行政法人等の実績についても令和3年度は同緊急事態宣言時に事務が停滞したことなどの理由から99.5%となっており、目標の100%には及ばなかったものの目標値に近い実績を示すことができた。 ・測定指標6については、令和2年度については、コロナ禍により、参加機関等数、参加者数ともに大幅に減少したが、当該年度も含め、全ての年度において目標を上回ることができた。施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだものと思われる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	<p>・測定指標1については、当該指標に係る業務が令和3年度にデジタル庁に移管されたことから、次期評価に係る指標の設定に当たっては、業務改革の取組の推進に関する新たな指標を設定することとする。なお、新たな指標の検討に当たっては、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において、法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証について、総務省及びデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、検証を進めることが位置付けられたことも踏まえ検討する。 ・測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き公共サービスをめぐる環境の変化に対応した、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標3については、目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化し、経済成長や国民生活の向上により一層貢献していけるよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。 ・測定指標4のうち行政手続制度については、引き続きの目標として、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修の開催・情報提供等を推進する。行政不服審査制度については、行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)において、政策評価・EBPMの手法を活用した現状把握、評価、改善方策等の検討を実施した上で、今後の施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施(令和5年度以降)を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表することとされていることを踏まえ、事前分析表においては測定指標は設定しないこととする。なお、今後必要に応じて評価を実施する。 ・測定指標5については目標値に近い実績を示すことができ、また、測定指標6については目標を達成できているところ、開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求処理の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行っていくことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、当該取組を新たな指標として設定することとする。</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>

	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、引き続き取組を継続するため、令和5年度予算概算要求においても所要の要求を行う。また、より効率的・効果的な業務運営を行う観点から、要求額の精査・合理化に努めた。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、有識者から評価書の記述等について御意見をいただき、「政策の分析」欄に行政サービスの質の向上についての評価に係る記述を追記するとともに、次期事前分析表の指標⑤に、参考データとして従来の指標を追記した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ(令和3年6月29日法案誤り等再発防止プロジェクトチーム)(<a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/houan_ayamaribousi_pt/pdf/torimatome210629.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/houan_ayamaribousi_pt/pdf/torimatome210629.pdf</a>)</li> <li>・公共サービス改革基本方針(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html</a>)</li> <li>・独立行政法人制度改革フォローアップ調査結果(令和4年2月独立行政法人評価制度委員会)(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000795297.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000795297.pdf</a>)</li> <li>・令和元年度 行政不服審査法施行状況調査(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html</a>)</li> <li>・行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifufuku/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifufuku/index.html</a>)</li> <li>・平成30年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000079.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000079.html</a>)</li> <li>・令和元年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000084.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000084.html</a>)</li> <li>・令和2年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000087.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000087.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、調査法制課、他4管理官等)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 佐藤 紀明 行政管理局調査法制課長 水野 靖久 他4管理官等	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	---------------------------	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-③)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		分野	地方行財政		
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	500	786	599	640
		補正予算(b)	0	139	85	0
		繰越し等(c)	0	△ 139	89	
		合計(a+b+c)	500	786	773	
執行額		364	507	634		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進ーデジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥持続可能な地方自治体の実現等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4.ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	6.個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進



施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)			
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>							
				令和元年度	令和2年度	令和3年度					
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治制度の改善を目的とした地方自治法及びその運用の見直し	① 地方自治制度の見直し及び普及 ＜アウトプット指標＞	第32次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制の在り方について、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始。 【平成30年度】	第32次地方制度調査会の任期である令和2年7月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治法改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 さらに、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」(令和元年7月31日)を取りまとめた。また、同調査会において「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日)を取りまとめ、これを総理に提出し、これを受け、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2年3月27日に成立、同年3月31日に公布された。公布及び施行通知を同年3月31日付けで発出し、地方公共団体に対して情報提供を行った。 【参考】 総会：2回、専門小委員会：23回	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月26日)を取りまとめた。 ※答申の項目 1.基本的な認識 2.地方行政のデジタル化 3.公共私連携 4.地方公共団体の広域連携 5.地方議会 【参考】 総会：1回、専門小委員会：4回	第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定(令和3年5月19日公布、9月1日施行)され、通知を同年5月19日付けで発出したほか、第11次分権一括法(令和3年5月26日公布、11月26日施行)により、地方自治法の改正(地縁団体について、不動産等の保有(保有予定)の有無にかかわらず、認可を可能とする内容)が行われ、通知を同年5月26日に発出した。 【参考】 第33次地方制度調査会開催回数 ⇒総会：1回、専門小委員会2回	第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施 【令和3年度】	イ		
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進	地方財政措置等を通じ支援を実施	2 連携中枢都市圏の形成数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 ※連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項)を締結することにより、形成される圏域。	31圏域 (平成30年度末現在) 【平成30年度】	35圏域(令和4年度までの目標値)			34圏域	34圏域	37圏域	35圏域 【令和4年度】	—

	スマート自治体(※)の推進	3	(1) AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数	【地域数】 79団体	【地域数】 150団体	【地域数】 300団体		【地域数】 300団体	イ
	※スマート自治体システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体		(2) AI・RPA等の活用により得られた歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)の情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 ＜アウトプット指標＞	【情報提供】 AI・RPA等の活用により得られた歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)の情報提供 【平成29年度】	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供		【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【令和2年度】	
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	業務改革に資する情報の提供	4	(1) 窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	(令和5年度までの目標値) 【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	-
			(2) 総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数						
			(3) 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2020のKPI】 ＜アウトプット指標＞ ※総合窓口:住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 463市区町村 総合窓口の導入 246市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 490市区町村 総合窓口の導入 253市区町村	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【令和5年度】	

地方公共団体における適正な定員管理に資する取組の実施	5	地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【平成30年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 ・令和元年10月11日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月)	・令和2年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・令和2年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国都道府県財政課長・市区町村担当課長合同会議」(令和3年1月)	・令和3年11月24日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・令和3年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和3年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和3年8月)	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【令和3年度】	イ
地方公共団体における給与制度・運用の適正化に資する取組の実施	⑥	地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【平成30年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 ・令和元年10月11日付け総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月)	・令和2年11月6日付け総務副大臣通知のほか、以下の会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・令和2年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和2年10月 計2回)	・令和3年11月24日付け総務副大臣通知のほか、以下の会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・令和3年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和3年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和3年8月)	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【令和3年度】	イ
地方公共団体における適正な給与水準の確保に資する取組の実施	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在) 【平成30年度】	実施率100%			実施率100% 【令和3年度】	イ
				99.9% (1,786/1,788)	99.9% (1,786/1,788)	100.0% (1,788/1,788)		

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の人事制度改革の適正な実施	8	地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供	・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月及び7月) ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月及び1月) ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月及び1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25) ほか	・会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査ヒアリングを実施(8月～10月) ・会計年度任用職員制度の適正な運用等について通知を发出(12月) ○主な会議 ・地方公務員行政に関するブロック会議(全国各ブロック 9月) ほか	・会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査ヒアリングを実施(8月～10月) ・会計年度任用職員制度の適正な運用等について通知を发出(1月) ○主な会議 ・全国人事委員会事務局長及び全国人事担当課長・市町村担当課長会議 ほか	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供 【令和3年度】	イ
				各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報を提供	・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月及び9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月、8団体)。  ＜助言等の内容例＞ ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、人事評価の意義の再確認や制度への信頼の構築について助言を行った。	・令和2年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月～9月) ・人事評価結果の活用促進のため、オンライン会議や都道府県庁まで出向いて、地方公共団体に対し助言を行った(11月～2月、3団体)。  ＜助言等の内容例＞ ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、職員の抵抗感を払拭するための方策や職員団体との交渉の進め方について助言を行った。	・令和3年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(8月～10月) ・人事評価結果の活用促進のため、オンライン会議で、地方公共団体に対し助言を行った(11月、1団体)。  ＜助言等の内容例＞ ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、評価者や職場規模、職種等の要因に対しての評価の公平性の担保について及び評価のバラつきや二次評価者による評価の最終調整について助言を行った。	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供 【令和3年度】  【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在) ○昇給 (令和3年度実績) 1,169団体 (令和2年度実績) 1,048団体 (令和元年度実績) 928団体 ○勤勉手当 (令和3年度実績) 1,309団体 (令和2年度実績) 1,185団体 (令和元年度実績) 1,032団体 ○昇任・昇格 (令和3年度実績) 1,254団体 (令和2年度実績) 1,127団体 (令和元年度実績) 926団体 ○分限 (令和3年度実績) 979団体 (令和2年度実績) 874団体 (令和元年度実績) 870団体(※) (※)令和元年度以降は活用(見込みも含む。)した団体数	イ
地方公共団体の人事評価制度が適正に活用されるため、活用の促進に必要な情報提供を実施	⑨	地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供 【平成30年度】	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供 【令和3年度】	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供 【令和3年度】	イ	

	(各行政機関共通区分)	目標達成
	目標達成度合いの測定結果(※4)	(判断根拠) 測定指標1: 令和3年5月に法律が成立したことや、それに伴い地方公共団体への情報提供を実施したことにより、地方自治制度の見直しと普及に一定の進展がみられたため、目標達成とした。 測定指標2: 令和4年度までの目標値である35圏域を上回ることができた。 測定指標3: 目標値を超過しているため、目標達成とした。 測定指標4: 令和5年度までの目標値だが、(1)の「窓口業務のアウトソーシング」は目標値を既に達成し、(2)の「総合窓口の導入」は目標値に対して7割程度達成している。 測定指標5: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、定員管理の適正化に関する技術的助言や情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標6: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標7: 目標値を達成している。 測定指標8: 各種会議の場や助言通知等の中で制度の適切な運用等について情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標9: 人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供を行ったため、目標達成とした。
評価結果	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;「地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと」(測定指標1に対応)</p> <p>当該目標については、地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むことができたため、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1: 各地方公共団体に対し、事務連絡等により、改正地方自治法等により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行った。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;「人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進」(測定指標2に対応)</p> <p>当該目標については、目標年度が令和4年度ではあるが、年度末時点で目標値を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標2: 連携中枢都市圏の形成に関して圏域形成を目指す市町村に連携中枢都市圏の取組等を丁寧に説明するなどにより、令和3年度末時点で37圏域が形成され、令和4年度までの目標値である35圏域を上回ることができた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;「地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと」(測定指標3及び4に対応)</p> <p>当該目標については、地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むことができたため、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3: 団体間業務比較によるAI・RPA等のICTを活用した業務プロセスモデルを構築(自治体行政スマートプロジェクト)するとともに、その過程で得られた知見や構築したモデルの横展開を図るためモデル事業に取り組んだ団体の職員を講師として地方公共団体が主催する研修会等に派遣した。あわせて、モデル事業(※)の内容について、都道府県担当者が集まる会議において積極的に周知するなど、活用促進に取り組んだ。 ※最新のモデル事業については、<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdf</a>(P9~13)を参照</li> <li>・測定指標4: 窓口業務改革を含む行政改革の取組状況の公表と併せて、各地方公共団体における行政改革に関する取組の参考として事例集(※)を作成し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、行政改革の取組状況に関する情報提供を行った。総合窓口の導入については、組織・職員体制の変更を伴う場合があることや、庁舎の改修等が必要となる場合があることなど、導入コストが課題と考えられるが、こうした課題への対応事例をヒアリング等で把握し、横展開を図っていく。 ※最新の行革取組事例集については、<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdf</a>を参照</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;「地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること」(測定指標5~9に対応)</p> <p>当該目標については、地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されたため、目標を達成した。</p> <p>測定指標5: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、適正な定員管理のための技術的助言や情報提供を行い、地方公共団体定員管理調査を通じ、増員・減員の理由を含め、団体における自主的・主体的な定員管理の取組が確認できたため、目標を達成できた。 測定指標6: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行い、地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数について100を上回っていないことなど、地方公務員における給与制度が一定程度適正に運用されていると確認できたため、目標を達成できた。 測定指標7: 地方公共団体に対し、個別のヒアリングや事務連絡等を通じて働きかけることにより、全地方公共団体が給与情報等の公表を行い、住民等が全団体間の比較分析を行うことができるようになったため、目標を達成できた。 測定指標8: 各種会議の場や助言通知等の中で制度の適切な運用等に関する技術的助言や情報提供を行ったことにより、空白期間の是正や、休暇・給与の取扱いなど、おおむね制度の趣旨に沿った適正な運用が図られており、目標を達成できた。 測定指標9: 人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、調査結果である昇級、勤勉手当、昇任・昇格、分限ごとの活用状況等について、各地方公共団体に情報提供を行った。また、各種会議の場を通じ制度の適切な運用を周知するとともに、人材育成派遣事業における情報提供や団体ヒアリングに基づく助言等に取り組んだ結果、人事評価結果の活用率は着実に進んでいることが確認できたため、目標を達成できた。</p>

次期目標等への反映の方向性	測定指標1: 第33次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。 測定指標2: 目標を達成したが、今後も引き続き、地方財政措置等の支援策を通じ、圏域の形成を進めるとともに、各圏域における取組の深化を目指していく。 測定指標3: モデル構築事業の取組が終了し、また既に目標を大幅に超過していることから次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標4: 未達成の事項について引き続き達成を目指していく。 測定指標5: 引き続き、地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供を行っていく。 測定指標6: 引き続き、地方公共団体の給与制度・運用の適正化のために必要な情報の提供を行っていく。 測定指標7: 目標を達成したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 測定指標8: 会計年度任用職員制度については、導入から3年目となり、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られていると考えており、新たに、地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月からの円滑な実施に向けた目標を設定することとする。 測定指標9: 目標を達成しているため、引き続き人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報提供を行っていく。	
	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	測定指標に関連する事業である多様な広域連携の推進については、連携中枢都市圏を始めとする多様な広域連携を進めていくとともに、広域連携の取組内容の深化を図るため、必要な予算の要求を行うこととする。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	・総務省の政策評価に関する有識者会議委員による指摘を踏まえ、測定指標2、3及び4に係る情報提供内容並びに測定指標1答申の内容を追記。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/#ai">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/#ai</a></li> <li>・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等 <a href="https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000145.html">https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000145.html</a></li> <li>・給与・定員等の調査結果等 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html</a></li> <li>・令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000788996.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000788996.pdf</a></li> <li>・地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査結果(令和3年4月1日現在) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000783768.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000783768.pdf</a></li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 穂積 直樹	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	---	--------	-----------------	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑧)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策8:電子自治体の推進			分野	電子自治体	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、行政手続のオンライン化の推進等に取り組み、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、行政手続のオンライン化を進める。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す。 [中間アウトカム]: ・自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。 ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	76,461	418,996	133,986	106,687
		補正予算(b)	13,555	311,293	1,879,706	0
		繰越し等(c)	△ 13,745	△ 357,936	△ 1,582,692	
		合計(a+b+c)	76,271	372,353	431,001	
執行額		71,574	366,315	238,163		

(注) 令和元年度から令和3年度は旧政策名「電子政府・電子自治体の推進」に対応する予算額及び執行額となっている。  
 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現 (5)国の情報システムの整備・管理 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 I.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
	新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1)Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (i)マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。
	安心と成長の未来を拓く総合経済対策	令和元年12月5日	Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む。



施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度			
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	① コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	クラウド導入市区町村数 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	クラウド導入市区町村数:平成30年度1,067団体、うち自治体クラウド導入団体は407団体 【平成30年度】	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体			クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。 【令和5年度】	—
	② 地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 <アウトプット指標>	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:平成30年度100% (45/45) 【平成30年度】 ※数値は累計	対応率100% (46/46)	対応率100% (46/46)	対応率100% (46/46)	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100% 【令和3年度】	イ

※施策目標「総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること」及び「番号制度の円滑な実施より、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること」については、デジタル庁に移管された。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること」(測定指標1・2に対応) 当該目標については、以下のとおり、「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現する」という目標を達成することができた。</p> <p>測定指標1: 目標年度(令和5年度)に達していないため、達成・未達成の評価は行っていないが、クラウド導入市区町村数・自治体クラウド導入市区町村数のいずれの指標についても評価期間中に毎年度100団体程度増加しており、目標達成に向けて着実に進展していると評価できる。総務省において、ガイドラインの作成・情報提供や導入支援の実施などを通じて、クラウド導入しやすい環境作りに取り組んだことが、各市区町村におけるクラウド導入を促進したものと考えられる。</p> <p>測定指標2: 新規要望に対し、迅速かつ円滑な対応をし、要望の漏れがないようにした結果、対応率100%となっており、施策目標にて設定していた対応率を満たしていることから、目標達成とした。</p>	

評価結果	測定指標1: 本指標については、目標年度は令和5年度であるが、現時点で目標達成に向けて着実に進展していると評価できることや、「自治体DX推進計画」(令和2年12月25日総務省)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)の策定など、デジタル関連施策の状況に変化があったことなどを踏まえ、次期事前分析表の測定指標からは削除することとし、新たに、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン利用率に関する指標を設定することとする。 測定指標2: 令和3年度時点で目標を達成しているが、今後も引き続き、効率的な業務運営を行い、新規要望へ対応する。	
	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	次期目標等への反映の方向性	令和5年度予算概算要求への主な反映内容
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	CIOアドバイザーからのご意見やよろず相談を活用していく予定である。
------------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	—
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局(住民制度課デジタル基盤推進室、地域政策課地域情報化企画室)	作成責任者名	自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 奥田 隆則 自治行政局地域政策課地域情報化企画室長 小牧 兼太郎	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	-------------------------------------	--------	--	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「—」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑨)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策9: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進		分野	情報通信 (ICT政策)		
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 情報通信技術 (ICT) によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]: 情報通信技術 (ICT) の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,575	7,556	8,406	8,545
		補正予算(b)	834	30,953	64,248	0
		繰越し等(c)	△ 20	△ 138	△ 63,461	
		合計(a+b+c)	7,389	38,371	9,193	
執行額		7,079	37,762	8,245		

(注) Beyond 5Gの実現に必要な要素技術を確立するため、令和2年度補正予算が大幅に増額している。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	統合イノベーション戦略2022	令和4年6月3日	第1章 総論 2. 科学技術・イノベーション政策の3本の柱 (3) 先端科学技術の戦略的な推進 第2章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1) サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3) レジリエントで安全・安心な社会の構築 4. 官民連携による分野別戦略の推進 (3) 量子技術
	第6期科学技術・イノベーション基本計画	令和3年3月26日	第2章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1) サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3) レジリエントで安全・安心な社会の構築 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 2. 官民連携による分野別戦略の推進
	デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
	成長戦略 フォローアップ	令和3年6月18日	1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 10. イノベーションへの投資の強化 (3) 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速
	知的財産推進計画2022	令和4年6月3日	Ⅲ. 知財戦略の重点8施策 3. 標準の戦略的活用の推進 (1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進
	経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行に当たっての研究開発の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施	① 研究開発終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	89% (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均) (研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判断された課題の件数/研究開発の終了時における外部専門家による評価を実施した課題の件数) 【令和3年度】	イ
		② 適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合 ＜アウトプット指標＞	100% 【平成30年度】	100% (9/9)	100% (6/6)	100% (11/11)	100% (当該年度に必要な研究開発評価会を実施した回数/当該年度に必要な研究開発評価会の回数) 【令和3年度】	イ
		③ 研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等を得た課題の割合) ＜アウトカム指標＞	97% (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均) 【令和3年度】	□
		④ 標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	10件 (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	6件以上	6件以上	6件以上	6件以上 【令和3年度】	イ
				22件	40件	45件		

	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標1、2及び4は目標を達成しているものの、測定指標3は僅かに未達成であることから、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt; 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること</p> <p>・測定指標1 令和4年度に実施した外部専門家による終了評価において、「新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発 課題Ⅱ. マルチコア大容量伝送システム技術に関する研究開発」(令和3年度終了)については、「既存光海底ケーブルシステムの4倍以上となる伝送容量240Tbps、伝送距離1000km以上を実現するための基盤技術を確立するとともに、3,000km級伝送において当初目標の7倍となる1.74Pbpsの実現可能性まで実証しており、基本計画書における目標を上回る有効かつ効率的な研究開発であった。」と評価されている。適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施したことにより、このように、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題が令和2年度、3年度は90%となり、年度ごとの目標の90%以上を上回った。また、令和元年度においては、達成率が89%と僅かに目標を下回ったものの、難易度の高い課題に挑戦している中で、十分高い数値を示している。以上より、令和元年度から3年度にかけておおむね目標を達成できていることから我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術を確立するための取組効果が認められる。</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、令和2年度に「多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発」、3年度に「グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発」等、元年度から3年度にかけて新規に11件の研究開発に着手した。これらの課題を含む研究開発課題について、適切なPDCAサイクルの下で研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を開催し、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価(※1)を着実に実施した。 (※1)事前評価、採択評価、継続(中間)評価、終了評価、追跡評価等</p> <p>・測定指標3 令和3年度に実施した外部専門家等による追跡評価(※2)において、「ネットワーク仮想化技術の研究開発」(平成27年度終了)については、「本研究開発課題の成果及び研究開発終了後の展開について、事業化をはじめ、国際標準化、オープン化を推進し、5G/Beyond 5Gの基盤技術の構築や周辺技術への寄与、発展、さらには人材育成へ貢献した点で高く評価できる。オープン化を中心とした活動を含めて非常に有意義な研究開発であり、更なる世界的な技術的貢献に期待したい。」とされている。こうした研究成果を広く普及するための活動により、令和元年度及び2年度は目標である90%を上回る成果を上げている。令和3年度は僅かに目標を下回り、89%であったが、これは、3年度に新たに調査対象となった複数事業の、普及・実用化の目標が4年度以降に設定されているためである。なお、これらの事業については、現在、標準化活動中・特許出願中であり、また、一部事業においては、普及・実用化に向けた後継事業を行っていることから、今後は普及・実用化が加速していくものと期待できる。 (※2)追跡評価: 研究開発成果の展開状況等を客観的に評価・把握するため、研究開発終了後5年を目途に実施</p> <p>・測定指標4 標準化提案の検討における規格の策定支援については、我が国の国際競争力の強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、ITU-TやIEEE、W3Cなどの国際標準化機関への標準化提案の支援を令和元年度から3年度にかけて合計107件実施(元年度22件、2年度40件、3年度45件)し、目標を達成したと言える。国際標準化の推進に向けた取組効果が認められ、継続的な取組を実施する効果が期待できる。年度ごとの目標については、その設定方法について適切であるか検討していく必要がある。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>・測定指標1、3 当該指標の目標値の設定に当たっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、引き続き一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて目標値を設定することとし、より効果的な測定ができるよう、単年度評価に変更する。また、それに伴い、より正確な目標値を設定できるよう、基準値の算出についても再考を図りたい。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃から研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところである。</p> <p>・測定指標2 当該指標については、適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために、「国の研究開発に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総務省で実施している「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価及び追跡評価)を効率的かつ着実に実施しているかどうかを評価することが適切であると考えられる。そのため、引き続き測定指標として「適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合」を指標として設定することとする。また、基準値及び目標値については、着実な実施を示す必要があることから実施率100%として設定する。</p> <p>・測定指標4 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、支援強化を行うことにより、国際標準の策定に貢献することが必要である。このような現状を踏まえ、今後も引き続き、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案のための規格の策定支援を行い、標準化に寄与した提案件数を指標として設定することとする。年度ごとの目標については、国際標準化提案検討段階から策定に至るまでの期間を考慮し過去5年の実績の平均値を用いて算出することに見直す。</p>	

(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
II 予算の内容・事項の見直し・組替え	
令和5年度予算概算要求への主な反映内容	・更なる情報通信技術の研究開発の推進に向けて、新規の研究開発の要求を行う。また、継続して実施する事業については要求額の精査に努めた。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>&lt;研究開発の推進&gt;</p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考としている。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)におけるプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、評価委員会等 競争的資金制度として、PDが事業全体を統括し、POが事業方針の検討等を行い、評価委員会において、当該事業により実施される個々の研究開発の提案内容の評価を実施している。 また、評価委員会にて行われた評価が妥当であるかどうかをPD及びPOが判断し、採択課題を決定している。</p> <p>○日本医療研究開発推進機構(AMED)におけるプログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)、課題評価委員会 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業においては、PS及びPOが各研究開発テーマの進捗管理等の事業運営を行い、外部有識者、PS及びPOにより構成される課題評価委員会において、評価を実施している。</p> <p>&lt;標準化の推進&gt;</p> <p>○情報通信審議会 「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方 —強靱で活力のある2030年代の社会を目指して—」(令和3年9月30日付け諮問第27号)に関する中間答申を踏まえ、知財・国際標準化戦略を推進している。</p>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html</a>)</li> <li>・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/</a>)</li> <li>・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定)(<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html</a>)</li> <li>・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)(<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室(指標1、2、3及び4) 総合通信基盤局 電気通信システム課 他1課室(指標1及び3) 情報流通行政局 地域通信振興課デジタル経済推進室(指標3) サイバーセキュリティ統括官室(指標3)	作成責任者名	国際戦略局 技術政策課長 川野 真稔	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	--	--------	--------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑩)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進		分野	情報通信 (ICT政策)		
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	5,490	4,662	4,989	4,218
		補正予算(b)	3,611	10,064	5,132	0
		繰越し等(c)	416	△ 6,567	720	
		合計(a+b+c)	9,518	8,158	10,841	
執行額		8,702	7,135	9,647		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	成長戦略	令和元年6月21日 (令和2年7月17日改訂) (令和3年6月18日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ (別添)成長戦略フォローアップ 工程表
デジタル社会の実現に向けた重点計画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂) (令和2年7月17日改訂) (令和3年6月18日改訂)	第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 第3部 施策集 参考資料 別表	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図ること	1 国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書) 【令和元年度】	全産業中最大規模を維持  全産業中最大規模 97.5兆円/1,003.7兆円 9.7% (令和元年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持  全産業中最大規模 99.1兆円/1,013.5兆円 9.8% (令和2年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持  全産業中最大規模 108.4兆円/1,041.2兆円 10.4% (令和3年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持 【令和3年度】	イ

ICTによる新たな産業・市場を創出すること	日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援	2	放送コンテンツの海外販売作品数 ＜アウトカム指標＞	3,703本 【平成30年度】	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	5,000本 【令和7年度】	—
				3,903本		3,539本	—		
	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革の実現のため、周知・広報等を実施	3	(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカーの割合は、平成28年度より取得を開始	(1)テレワーク導入企業の割合:平成30年度の値以上 (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:平成30年度の値以上	(1)テレワーク導入企業の割合:34.5(%) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4(%)		(1)平成24年度比で3倍 (2)平成28年度比で倍増 【令和2年度】	イ
障害や年齢によるデジタル・デバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	4	「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 ＜アウトカム指標＞	平成26年度までの案件の事業化率:33.3% (対象助成件数6件) 【平成30年度】	平成27年度までの案件の事業化率:25%	平成28年度までの案件の事業化率:25%	平成29年度までの案件の事業化率:25%	平成29年度までの案件の事業化率:25% 【令和3年度】	イ	
			55.5% (対象助成件数9件)	58.3% (対象助成件数12件)	58.3% (対象助成件数12件)				
ICTによる社会課題の解決	Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	5	Lアラート高度化システムを整備している都道府県の数 ＜アウトカム目標＞	令和2年度までに15都道府県				15都道府県 【令和2年度】	イ
				0都道府県 【平成30年度】	0都道府県	21都道府県			



目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標の1、3、4及び5については目標を達成したこと、測定指標2については「政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)」に記載のとおり目標年度までの目標達成が可能であると考えられることから、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p> <p>・測定指標1については、2019年の情報通信業の名目国内生産額は108.4兆円（全産業に占める割合は10.4%）で、引き続き、我が国産業中で最大となっている。</p> <p>・測定指標2については、自然、文化、農産品・地場産品等の日本の魅力を伝える放送コンテンツを制作・海外発信等する取組を支援し、その海外販売作品数の増加を図ることにより、我が国の放送コンテンツ産業の新たな市場の獲得や、日本の地域産品・サービスの輸出拡大等、地域における新たな産業・市場の創出に寄与していると考えられる。目標年度が令和7年度であるため、現時点で達成・未達成の評価を行っていないが、以下の理由から目標達成は可能であると分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 放送コンテンツの海外展開を測る指標としては、主に海外販売作品本数と海外輸出額の二つがある。</li> <li>- このうち本施策の測定指標である「海外販売作品本数」については、近年の動画配信サービス市場の伸張等に伴い、多数の過去作品を一括で契約する等、新たな取引形態が拡大していることから、年度によって大きな増減が発生する状況になっており、本指標をもって施策の進展を適正に判断するためには、前年度との単純な比較ではなく、長期のスパンで観測してトレンドを評価する必要があるが出てきている。</li> <li>- 一方、もう一つの指標である「海外輸出額」は、日本の放送コンテンツの海外における市場価値を端的に示す指標であり、また、上述の新たな取引形態の拡大による数値の増減も少ないと考えられるため、測定時点での施策の進展の度合いや日本のコンテンツの実力を明瞭に確認することができるものとなっている。</li> <li>- 「海外輸出額」は、前年度から大きく伸びており(前年度比約9%増)、日本の魅力を紹介する放送コンテンツの制作や発信等は着実に進んでいることから、2025年度までに目標を達成できると考えられる。</li> </ul> <p>・測定指標3については、テレワークマネージャー相談事業やテレワーク・サポートネットワークによるテレワーク導入支援やテレワーク先駆者百選やテレワーク・デイズなどの普及啓発事業を実施したこと、新型コロナウイルス感染防止対策としてテレワークへの注目が集まったこともあり、2020年度のテレワーク導入企業の割合が47.5%、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合が19.7%と伸長し、目標を達成している。こうしたテレワークの推進によりテレワーク実施企業が増加した結果、遠隔での業務を円滑に行えるためのweb会議システム等やDXの推進に寄与し、テレワーク関連業務アプリケーション市場が増加した。また、テレワークが進むことで、結婚による転居や出産を契機とした離職の防止等にも寄与したと考えられる。</p> <p>・測定指標4については、平成29年度までの助成件数12件中、7件が事業化に至っており、目標を達成している。事業化した事例として、駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示などを実現するシステムがある。本システムを始めとして、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業によって、情報バリアフリー環境の整備及び市場創出に寄与したと考えられる。</p> <p>&lt;施策目標&gt;ICTによる社会課題の解決</p> <p>・測定指標5について、Lアラートは平成31年4月に全都道府県で運用を開始しており、更なる活用推進に向け、Lアラートの高度化のためLアラート地図化の標準仕様等を策定、地方公共団体職員等の利用者を対象とした研修やセミナーを通じ、普及啓発を図ってきた。こうした取組等を進めた結果、令和2年度時点でLアラート高度化システムを整備している都道府県数は目標値(15都道府県)を上回る21都道府県となった。なお、令和3年度には同都道府県数は44都道府県となっており、災害時における情報伝達の緊急性が高い地域を中心として、おおよその整備が完了している。これにより、災害時におけるより迅速かつ効率的な情報伝達が可能となり、地域防災等のICTによる社会課題の解決に寄与、目標を達成したと考えられる。</p>	
	評価結果	<p>・測定指標1については、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>・測定指標2は、動画配信サービスの伸長等によりコンテンツを取り巻く環境が大きく変化していることから、情報通信審議会の答申(令和4年6月)を踏まえ、コンテンツを通じた他の産業・サービス分野への文化的影響力や経済的波及効果を含め、放送コンテンツの市場規模の拡大、地域産品・サービスの輸出拡大等への寄与を総合的に評価する指標として、コンテンツの影響力や発信力を表す市場での取引価格が反映される「海外売上高」を次期目標として設定する。</p> <p>・測定指標3については、目標は達成したものの一過性のもとならないために引き続き計測が必要と思われるため、令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて必要な見直しを行い、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として設定する。また、テレワークを推進するためには基盤となる関連サービスの普及及び市場の形成が必要で、相当の関連性があったため、令和3年度まではこれらの関連サービスの市場創出を紐付く施策目標としてきたが、令和4年度の事前分析表からは、女性や介護者等の多様な個人が、それぞれの事情に応じて柔軟な働き方を選択できる社会を実現するという社会課題の解決手段として位置付けることとし、これに紐付く施策目標を「ICTによる社会課題の解決を推進すること」に変更する。</p> <p>・測定指標4については、引き続き同指標を設定し、情報バリアフリー環境を整備に向けて、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」を実施していく必要がある。</p> <p>・測定指標5については、政府目標達成によりLアラート高度化システム整備の推進に係る役割を終えたため、指標から削除する。</p>
次期目標等への反映の方向性	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	<p>放送コンテンツの海外展開及びそれを通じた情報発信の強化により海外の需要を積極的に取り込み、新たな市場の獲得や地域における新たな産業・市場の創出を促進するため、我が国の放送コンテンツがグローバルに通用するものとなるよう、動画配信サービスの伸長等の環境の変化を踏まえ、情報発信基盤の整備、人材育成等を推進する。</p> <p>テレワーク導入率の維持向上に向け、既存の支援事業や周知啓発を継続していくほか、新技術を活用したコミュニケーション課題解決による導入済企業の定着、テレワークによる地方課題の解決モデル創出による、地方部におけるテレワークの更なる普及を目指す。</p> <p>デジタル活用支援推進事業については、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、全国の携帯ショップ等で、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法などデジタル活用に関する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を実施することに加えて、携帯ショップがない市町村を念頭に、講師派遣の実施を拡充するため、予算の増額要求を行う。</p>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年4月から7月にかけて、「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合等において、測定指標の次期目標等への反映の方向性欄や政策分析欄の記載内容などについて、有識者より御意見をいただき、当該意見を踏まえた評価書への反映と次期目標等の設定を行った。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年版情報通信白書 (<a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/r03.html">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/r03.html</a>)</li> <li>・令和2年通信利用動向調査 (<a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html</a>)</li> <li>・一般財団法人マルチメディア振興センター運営諮問会議資料 (<a href="https://www.fmmc.or.jp/commons/publish/committee.html">https://www.fmmc.or.jp/commons/publish/committee.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等	作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 山路 栄作	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	------------------	--------	--------------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑮)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策15: 郵政行政の推進			分野	郵政行政	
政策の概要	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。</p> <p>さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。</p> <p>[中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	536	756	754	801
		補正予算(b)	0	△28	204	0
		繰越し等(c)	0	△48	△67	
		合計(a+b+c)	536	681	891	
執行額		513	585	853		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第208回国会(常会)における総務大臣所信表明	<p>(衆議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年2月1日</p> <p>(参議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年3月3日</p>	<p>【第208回国会】</p> <p>まず、郵政事業については、地域の重要な社会基盤として、国民の信頼に応えられるよう監督責任を果たすとともに、ユニバーサルサービスを確保します。また、デジタル時代における郵政事業の利用者の利便性向上等に資するため、日本郵政グループが保有するデータの公的分野における活用や、新たなビジネスモデルの構築について議論し、その取組を支援します。</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
				令和元年度	令和2年度	令和3年度			
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	①	郵政民営化の着実な推進 ＜アウトプット指標＞	郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進 【令和3年度】	イ	
			「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申)	・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。			
			「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月) 【平成30年度】	・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和元年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、ICTを活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信(岩手県遠野市)、買い物サービス支援(新潟県津南町)、農家の農作物配送支援(静岡県藤枝市)を実施した。	・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和2年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、地域体験型観光コーディネーター(北海道帯広市)、空き家の活用支援(宮城県東松島市)を実施した。	・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。			
	②	郵政事業のユニバーサルサービスの確保 ＜アウトカム指標＞	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局) 【平成27年度】	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	イ	
			郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本) 【平成30年度】	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本) 【令和3年度】	イ
			郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上) 【平成30年度】	送達日数達成率:全国平均97%以上 ※令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更	送達日数達成率:全国平均97%以上 ※令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更	送達日数達成率:全国平均97%以上 ※令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更	送達日数達成率:全国平均97%以上 ※令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上) 【令和3年度】	—
		24,341局	24,311局	24,284局					
		179,129本	178,211本	176,683本					
		98.1%	98.4%	98.4%					

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進	3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動における理解度 ＜アウトプット指標＞	信書便制度説明会での理解度：7割 【平成30年度】	7割	7割	7割	7割以上 【令和3年度】	イ
		④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成29年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度末増加率(1.03倍)を上回った。 【平成29年度】	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること 9割 (233/234)	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること 10割 (41/41)	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること 10割 (60/60)	信書便市場の売上高の対前年度増加率が事業者数の対前年度末増加率を上回ること 【令和3年度】	ロ
各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	5回 【平成26年度】	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上 【令和3年度】	イ
				8回	7回	8回			
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	4か国 【平成27年度】	5か国以上	5か国以上	5か国以上	5か国以上 【令和3年度】	イ
				5か国	5か国	5か国			

万国郵便連合 (UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名 【平成27年度】	2名以上	2名以上	2名以上	2名以上 【令和3年度】	イ
				2名	2名	4名			
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	94% 【平成27年度】	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上(※) 【令和3年度】 ※上段:(((成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数)+(成立を支持しない方針であって、実際に成立しなかった重要議案の数))÷(重要議案の数))=(重要議案における我が国方針の達成率)  下段(括弧書き):(((成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数)+(成立を支持しない方針であって、実際に成立しなかった重要議案の数))÷(重要議案の数))÷80%(成果目標)=目標達成率	イ
					100% (125%)	97.6% (122%)	88% (110%)		

		(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(判断根拠)	<p>測定指標④はデータ集計中であるが、その他の主要な測定指標①、⑤、⑥及び⑧を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>測定指標①は目標を達成している。  測定指標②は目標を達成している。  測定指標③は目標を達成している。  測定指標④は目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示している。  測定指標⑤は目標を達成している。  測定指標⑥は目標を達成している。  測定指標⑦は目標を達成している。  測定指標⑧は目標を達成している。</p>
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p>&lt;施策目標&gt; 郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること  当該施策については、日本郵政及び日本郵便の事業計画認可に当たって、収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を継続的に要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等が図られた。また、少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上を図る観点からも、郵便局活性化に係る実証事業を通じて開発されたスマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスが令和4年1月より日本郵便の自治体向けのサービスとして展開され複数の自治体が導入を開始するなど、利用者利便の向上が図られたと考えられ、現在判明している範囲では、概ね施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、事業計画の認可や郵便局活性化に係る実証事業の実施等により、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標②については、目標を達成している。また、令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更している。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt; 信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること  当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで、信書便事業への新規参入事業者数が増加し、信書便事業市場の拡大も図られたことにより、健全な競争環境が整備された。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標③については、信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、令和3年度の信書制度説明会での理解度は10割と目標の7割以上を上回ることができた。</li> <li>・測定指標④については、データ集計中となっているが、信書便制度の周知広報活動等により、令和2年度には信書便市場の売上高の増加率(1.03倍)が事業者の増加率(1.03倍)と同程度となっており、概ね目標を達成できた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt; 各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること  当該施策目標については、令和3年8月に開催された第27回万国郵便会議に向けて各国と協議を実施するなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標⑤に関しては、令和3年度に数多く開催されたUPUの会合等に積極的に参加した結果、我が国及び相手国の郵便業務の改善を図ることにつながり、目標を上回って達成することができた。  例えば、積極的に参加したUPUの会合において、カーボンニュートラル分野に郵便事業体に取り組んでいくためにUPUが具体的な目標や取組方針について検討をすること等が決議され、決議に沿って、郵便事業体が自身の二酸化炭素排出量の測定・分析をすることができるツールの利用がより一層促されるとともに、郵便事業体間のカーボンニュートラルに関する取組事例の共有が促進され、主にカーボンニュートラルの観点から我が国や相手国の郵便業務の改善を図ることにつながったと考えられる。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt; 新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること  当該施策目標については、ODAプロジェクトによる専門家派遣や、日本企業によるコンサルティング契約締結及び区分機・関連機材の受注を支援すること等により、郵便協力を進めている相手国の郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標⑥に関しては、総務省が日本企業等と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、目標を上回って達成することができた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt; 万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること  当該施策目標については、令和3年開催の第27回万国郵便大会議にて、目時政彦氏が事務局長に選出された。また、引き続き我が国の拠出金やノウハウの提供により、UPUによって災害対策に関するプロジェクトが実施され、郵便分野における災害対策に関する知識を有する人材を育成することに等により、災害時における被害を最小限にするための取組を行っている。近年、災害は全世界で恒常的な頻度で起こっており、その対策は重要性が高いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標⑦に関しては、増員に向けた取組として、我が国(総務省及び日本郵便株式会社)の人材に対して、国際郵便業務に関する知識・経験の習得、国内外の関連の会合・交渉への参加等の機会を計画的に与えることにより、国際機関での勤務に必要な政策立案能力・問題解決能力・英語によるコミュニケーション能力の形成を中長期的な視野に立って進めてきた。その結果、UPU事務局への我が国出向者を4名に増員することができ、目標を達成することができた。その結果、①官房部局に目時事務局長(令和4年1月着任)を支えるためのスタッフを派遣したことにより、事務局との緊密な連携が図られ、UPU全体の方針や各国の動向を機動的に把握することが可能となった、②それにより、UPUの各種会合に臨む際に、我が国としてより適切な対応を行うことが可能となった、③国際協力部局に専門家を派遣したことにより、UPUにおける国際協力プロジェクトの形成に当たって、我が国の知見・経験を有効に反映することが可能となった等の効果が得られているように認識している。</li> <li>・測定指標⑧に関しては、達成率110%となっており、引き続き目標を上回って達成することができた。</li> </ul>



次期目標等への反映の方向性	<p>測定指標①は、測定指標としてより適切な「郵政民営化の着実な推進に関する事業実績」に修正  測定指標②は、測定指標としてより適切に状況を図る指標とするため、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数)」、「郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数)」及び「郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率)」の三つを指標に追加  測定指標③は目標を達成しているため、同指標の目標値を7割から9割に引き上げるとともに、新たに説明の参加者数及び信書便制度に関する地方自治体における認知度について目標値を設定する。  測定指標④は、信書便事業者数の増加は、施策目標である「サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現」に資するものと考えられるため、測定指標を「信書便事業者数が対前年度末を上回ること」へ修正  測定指標⑤は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。  測定指標⑥は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。  測定指標⑦は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。  測定指標⑧は目標を達成しており、指標については我が国の方針が反映されたことを数値的により明確に示すよう、「((成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数)+(成立を支持しない方針であって、実際に成立しなかった重要議案の数))÷(我が国の力点を置いた重要議案の数)=我が国の力点を置いた重要議案における我が国方針の達成率」に変更し、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p>	
	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
令和5年度予算概算要求への主な反映内容	<p>「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の成果を踏まえ、郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するモデルケースを創出し全国に展開するための予算について増額要求を行う。  UPUへの更なる貢献として、郵便通関業務の一層の効率化及び質の向上を実現するための国際カンファレンス(各国の税関当局、郵便当局及び郵便事業者並びに関係の国際機関が参加)を日本でホストするために必要な予算の新規要求を行う。</p>	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年7月に行政経営コンサルタントの田淵雪子氏から、政策の分析欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申)</li> <li>・「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 松田 昇剛	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	-----------------------	--------	--------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。